

環境緑化基準の運用について

平成16年4月1日

山梨県環境緑化条例（昭和49年山梨県条例第31号）に規定する「環境緑化基準」の運用については、次によるものとする。

1 緑地の考え方

敷地内の緑地の面積は、地上部分、建築物の屋上部分及び壁面部分のそれぞれについて、次の(1)～(3)により得られる緑地の面積の合計とする。

ただし、工場立地法により緑化が義務づけられている工場等（特定工場）については、工場立地法施行規則第三条及び工場立地に関する準則に定めるところによるものとする。

(1) 地上部分

樹木の樹冠投影面積及び地被植物で被われた面積を緑地面積とする。（図-1）

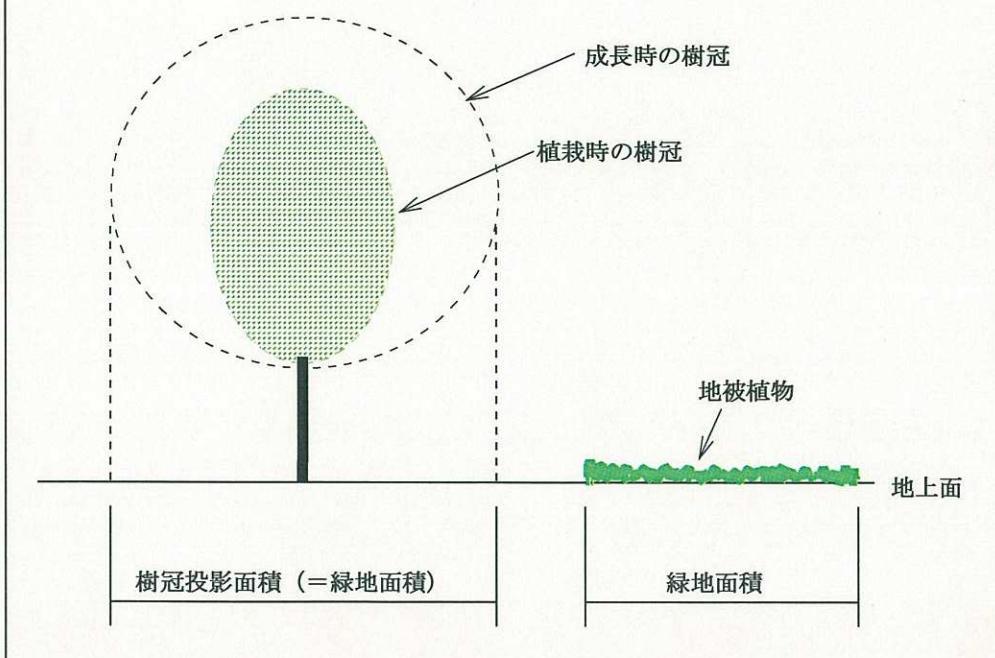
ただし、樹木と樹木、又は樹木と地被植物が重なる場合は、重複して計上することはできない。（図-2）

※樹冠：樹木の上部についている枝と葉の集まりをいう。

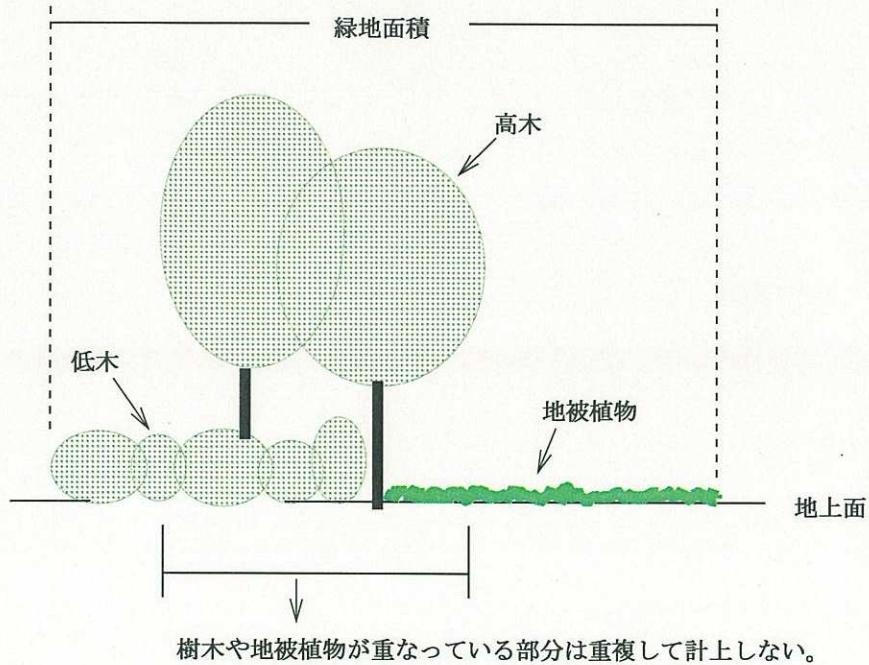
※樹冠投影面積：樹木が成長した時点を想定した樹冠の水平投影面積とする。

※地被植物：草花、芝、アイビー類、ササ類、シダ植物など、地面を面的に覆うものをいう。

（図-1）



(図-2)



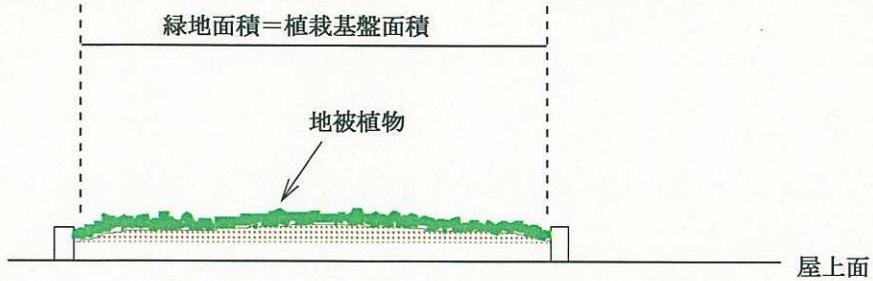
(2) 屋上部分

建築物の屋上部分については、樹木、地被植物を植栽した植栽基盤の面積を緑地面積とする。(図-3)

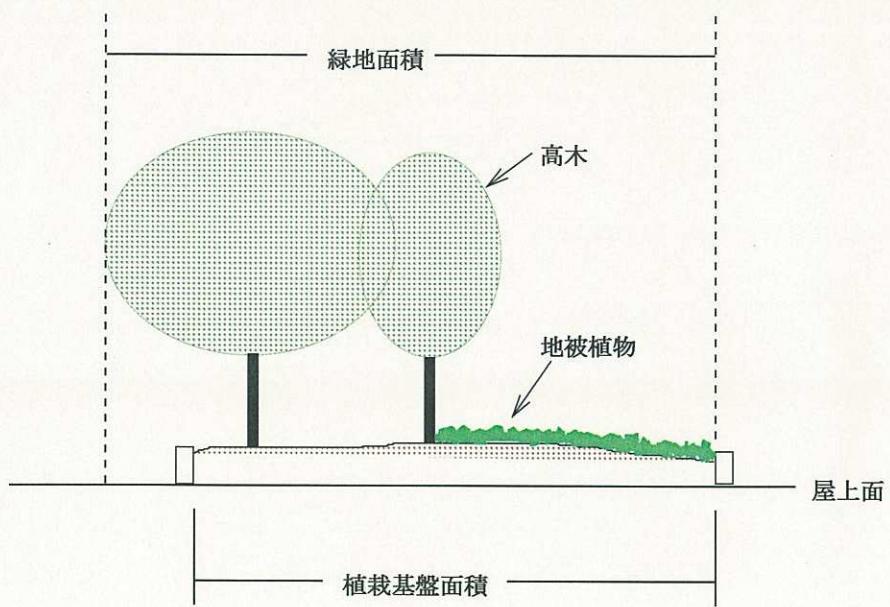
ただし、成長時の樹冠が植栽基盤外に及ぶ場合は、基盤外の樹冠投影部分を緑地面積に含めることができる。(図-4)

※植栽基盤：樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みをもつ土壤等をいう。

(図-3)



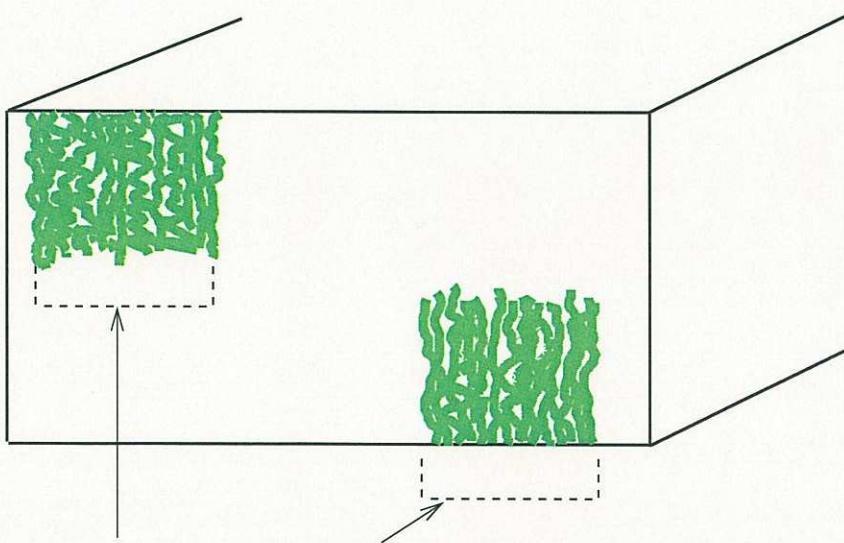
(図-4)



(3) 壁面部分

建築物の壁面のうち、ツル植物などの植物により覆われた部分の面積を緑地面積とする。(図-5)

(図-5)



2 公共施設等の緑化について

公共施設等の緑化にあたっては、次の事項に留意すること。

なお、条例における「その他の公共施設等」とは、社会福祉施設、社会教育施設、病院などの施設をいい、道路及び河川は含まれない。

(1) 学校の緑化

- ・ 植栽樹種については、地域のシンボルとして自然や歴史、文化に関わりのあるものとするほか、環境教育の教材として、実のなる木の植栽やビオトープの整備についても考慮すること。
- ・ 学校敷地全体の周辺部は、騒音や寒風を緩和させ、緑化による地域環境の改善を図るため、可能な限り高木（成長時の樹高が概ね4m以上になるもの）を列状に植栽すること。
- ・ 運動場の周辺部は、民家等への飛砂を防止するため、常緑樹を植栽するよう努めること。
- ・ 緊急災害時の避難地としての機能を確保する場合には、防火性の高い常緑樹を主体とすること。
- ・ 校庭への芝生の植栽や屋上の緑化についても検討すること。

(2) 公園

- ・ 植栽する緑化樹木は、地域に自生する郷土種を基本としながら、利用者の意向にも配慮した多種多様な植栽に努めること。
- ・ 防火や大気浄化など、公園の機能確保にも配慮した樹種選定を行うこと。
- ・ 地域住民と一体となった管理体制の確立に努めること。

(3) 公営住宅

- ・ 公営住宅内の道路は、自然性を強調する広葉樹等による植栽に努めること。
- ・ 遊び場、広場等は、緑陰の確保、樹木による景観や季節感の創出など、目的に応じた樹木を植栽して、その公営住宅の特色を発揮するような緑化に努めること。
- ・ 受水槽及び浄化槽の周囲は、生垣等により緑化すること。
- ・ 植栽に当たっては、建築物の配置による日照条件にも配慮すること。

(4) 庁舎その他の公共施設等

- ・ 屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、ビオトープの併設など、環境に配慮した緑化に率先して努めること。
- ・ 敷地内及び施設周辺の景観にも配慮しながら、周辺地域に自生する郷土種の植栽を基本とし、高木も積極的に配置すること。
- ・ 敷地の外周部は、利用者の快適性の向上や火災被害の拡大防止等の観点から、樹林帯や高木の列状植栽などを行うこと。
- ・ 車道沿いには、大気浄化機能が高い常緑樹の高木を配置するとともに、街路樹との調和にも努めること。
- ・ 建築物の配置による日照条件にも配慮すること。

3 道路及び河川の緑化について

道路及び河川については、条例に定める環境緑化基準の対象とはならないが、次の点に留意し、積極的な緑化に努めること。

(1) 道路の緑化指標

- ・ 市街地の道路において、必要な歩道幅員を確保したうえでの植栽スペースの設置に努め、緑被率の向上と緑のネットワークの形成を図ること。
- ・ 植栽する緑化樹木の樹種の選定にあたっては、地域に自生する郷土種及び沿線住民との協働による維持管理等を考慮した樹種の植栽を基本とすること。
- ・ 道路周辺の公共施設、民間施設の緑化と調和した景観形成に配慮すること。
- ・ 大気の浄化機能、防火機能を求める場合には、こうした効果のある常緑樹を植栽すること。

(2) 河川の緑化指標

- ・ 「河川区域内における伐採・植樹基準」（国土交通省）との整合を図りながら、堤防や高水敷、護岸等の植樹場所に応じた効果的な緑化に努めること。
- ・ 植栽樹種は、可能な限り自然の河川植生に見られるものとし、植栽にあたっては、成長に伴う堤防等への影響や、出水時の流水等にも配慮したものとすること。
- ・ 地域住民に対する河川愛護の普及啓発と併せて、緑の管理についても地域と一体となった管理体制の確立に努めること。
- ・ 山地渓流である砂防指定地内の河川については、渓流特性に応じた自然植生の保全と復元を図ること。

4 事業所等の緑化について

- ・ 条例別表第二の「製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る事業所等」とは、直接これらの事業を行っている工場等をいい、事務部門単独で存在する事務所については、その他の事業所等に該当するものであること。
- ・ ビルの屋上や壁面など、新たな緑化空間の活用を推進し、市街地の緑被率の向上とともに、良好な景観の形成やヒートアイランド現象の防止などに努めること。
- ・ 駐車場の敷地周囲の緑化に加え、芝生を用いた駐車場緑化等による緑地の確保に努めること。
- ・ 観光地においては、敷地内及び施設周辺の景観にも配慮しながら、周辺地域に自生する郷土種の植栽を基本とし、高木も積極的に配置すること。